

平成29年度

第25回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成30年3月14日（水）
開会16時5分 閉会16時44分

場 所 教育委員室

平成 2 9 年度
第 2 5 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について
- 第 2 号議案 平成 3 0 年 4 月 1 日付け人事異動について
- 第 3 号議案 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について
- 第 4 号議案 大分県立高等学校推薦入学者選抜の見直しについて

(2) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	高 橋 幹 雄
	委員	高 鈴 木 恵

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	参事監兼文化課長	佐 藤 晃 洋
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	法華津 敏 郎
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	阿 南 典 久
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹（総括）	下 鶴 直 哉
	教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

それでは、ただいまから平成29年度 第25回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は17時00分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案は非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いします。

【議 案】

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」ご説明いたします。

本議案は、2月第1回の教育委員会会議でご説明させていただきました来年度の組織改正等に伴うものでございます。

議案書に続いて、3ページから6ページに新旧対照表をつけておりますが、ご説明は7ページ以降の資料で行います。

まず、来年度の組織改正につきましては、2月第1回の教育委員会会議において、8ページ、9ページの資料でご説明させていただきましたが、改正内容は、教育財務課の体制の再編、義務教育課の班の新設、特別支援教育課の体制の改編の3点です。これにつきましては、7ページの「2 主な改正内容」(1)の①～③に記載しております。

次に、組織改正以外の改正事項として、社会教育主事補の新設についてご説明いたします。

社会教育主事になるためには、県外大学で開設されている「社会教育主事講習」を受講する必要がありますが、講習を受講する教職員は減少傾向にある状況です。社会教育主事有資格者の確保に係る今後の方向性につきましては、昨年12月第2回の教育委員会会議において、社会教育主事の資格保有者選考と併せてご説明させていただいておりますが、その方策の一つとしまして、「社会教育主事講習」受講予定者の中から社会教育主事候補者として任用するため、新たな職「社会教育主事補」を

置くものでございます。

これに伴い、行政組織規則と併せ、県立図書館管理規則と青少年の家庭管理規則の一部改正を行います。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

社会教育主事補の新設に係る説明の中で、講習を受講する教職員が減少しているとありました。学校が地域との関わりを密にすることはとても大事なことですが、それにも関わらず減少しているのはどこに原因があると考えていますか。

(阿南社会教育課長)

講習が県外の大学でしか開設されておらず、夏休みの時期に集中していることから現場を離れづらいこと、それから費用面の問題、大きくこの2点に原因があると考えています。

(林職務代理者)

今回の改正はそのような問題に対して有効な手立てになるのでしょうか。

(阿南社会教育課長)

有効な手立てになると考えております。

(松田委員)

講習は九州大学で実施されていたと思いますが。

(阿南社会教育課長)

九州では九州大学と熊本大学で実施されています。

(松田委員)

市町村によっては公民館に社会教育主事を配置し、地域のレクリエーション活動等に従事するなど社会教育に貢献している事例もありますし、地方創生にも寄与することができると思います。また、日本レクリエーション協会のインストラクター資格を取得するための講座を実施している大学もありますので、こういった資格取得を促してみるとよいのではないのでしょうか。

(工藤教育長)

他にご意見はございませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について」提案しますので、姫野高校教育課長から説明いたします。

(姫野高校教育課長)

第3号議案についてご説明いたします。4ページをご覧ください。

「1 背景」でございますが、平成29年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことが、今回の規則改正の背景でございます。

法律の主な改正点でございますが、学校運営協議会設置の努力義務化、学校運営への必要な支援に関する協議の役割と必要な委員を追加、委員の任命に関する校長の申出を規定、職員の任用に関する意見の柔軟化などです。

「2 規則の一部改正」をご覧ください。

「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」の主な改正点は、法改正に準じた規定の整備を行うものです。

第二条の「学校運営協議会の設置」について、「保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。」と変更します。

次に、第四条の「意見の申出」については、職員の採用その他の任用に関する事項について、定めたものです。

最後に、「経過措置」として、「改正前の規定により置かれた学校運営

協議会」は、「改正後の規定により置かれた学校運営協議会」とみなす、としております。

なお、施行期日は、平成30年3月31日としております。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(岩崎委員)

今回の規則改正はコミュニティ・スクールを広く設置しようという方針に基づくものと考えられます。高等学校は小中学校に比べて一般的に地域との結びつきが強くなく、コミュニティ・スクールを導入して、その趣旨に沿った運営をすることができる学校は限られると思われれます。

今後、どのような形でコミュニティ・スクールの導入を推進しようとしているのか教えてください。

(姫野高校教育課長)

玖珠美山高校にコミュニティ・スクールを設置した理由として大きく3点ございました。一点目は地域に小中学校のコミュニティ・スクールが充実していること、二点目は地域の中学校からの入学率が高く多くの生徒が地元から通っていること、三点目は今後、地域の委員さん等が学校を支えていく組織体制が充実しているということでした。

現在、推進する地域等について具体的に検討している訳ではございませんが、先ほど申しました点が整っているところに設置していきたいと考えています。

(松田委員)

玖珠美山高校の近くに保育園があり、保育園と小学校は玖珠美山高校の生徒と農業体験を行っているとのこと。また、その時には、地域の方々も学校に出向いて協力していただいているようです。

高等学校に運営協議会を設置していますが、高等学校のことだけについて考えているのではなく、子どもが幼いころから、小中学校のPTAや地域の方々も一緒に支え合いながら子どもを育てている地域だと思えます。地域で学校を支える土壌ができていますので、玖珠美山高校のコミュニティ・スクールは今後もうまくいくと思っています。

(高橋委員)

玖珠美山高校は、コミュニティ・スクールにより魅力的な学校づくりを行っていると思えますが、今後、設置を想定している地域はあるので

すか。

(姫野高校教育課長)

高校にとって、地域という概念をどのように設定するかについては課題がありますが、地域が積極的に学校を支えていくところに設置したいと考えています。今回、久住校の本校化について検討することを打ち出していますので、そのような地域も検討していきたいと考えています。

(高橋委員)

今後、地域住民とのコンセンサスをしっかり取って、いい方向にもっていただきたいと思います。

(工藤教育長)

他にご意見はございませんか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 大分県立高等学校推薦入学者選抜の見直しについて

(工藤教育長)

次に、第4号議案「大分県立高等学校推薦入学者選抜の見直しについて」提案しますので、姫野高校教育課長から説明いたします。

(姫野高校教育課長)

第4号議案、「大分県立高等学校推薦入学者選抜の見直しについて」説明します。

2ページ、「1. 概要」についてですが、高校の授業や教育活動に主体的に取り組む生徒を増やすため、大分県立高等学校入学者選抜の推薦入試Bにおける募集人員を、普通科、専門学科ともに現行から増やし、20%以内とするものです。

「2. 現行」についてですが、平成11年度入試から普通科は10%以内、専門学科は15%以内で学校ごとに定めることとしております。

「3. 背景」としては、高大接続改革においても、従来の筆記試験のほか、面接、集団討論など、生徒の能力・適性を多面的・総合的に評価

する選抜方法への検討が進められていること、また、推薦枠を広げてほしいという校長からの要望が多い点を挙げております。

「4. 変更案」についてですが、平成31年度入学者選抜、つまり今度の選抜から、推薦Bの募集人員を、枠内にありますように、普通科・専門学科とも入学定員の20%以内で、学校ごとに定めるように変更するものです。

下に、例として変更後の募集人員について記載しておりますように、例えば、A校、普通科で入学定員が40人の場合、変更前の4人から、変更後は8人となります。また、B校、専門学科で入学定員が160人の場合、変更前は24人から、変更後は32人ということになります。

次のページに、新旧対照表にて見直しを比較しております。

説明は以上でございます。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

今回の変更は学校の要望に応えるものだと思いますが、他県の状況はどのようになっていますか。

(姫野高校教育課長)

推薦入試を実施している県は30県ございますが、普通科の平均は30.5%、専門学科は39.2%になっています。

(岩崎委員)

他県の状況を聞きますと、もう少し枠を広げてもいいと思うのですが、今回普通科、専門学科とも20%にした理由は何ですか。

(姫野高校教育課長)

過去の経緯を踏まえた点と、主体性をもって部活動等に取り組む生徒と一次入試で入ってくる生徒が学校の中で切磋琢磨できる状況を考えた場合、今回、推薦入試の割合を一気に大きく上げるのではなく、この割合で状況をみたいと考えました。

(松田委員)

高校のホームページなどを見ると、中学生が進路選択できるよう学校ごとに特色を打ち出しています。そのため、中学生が自ら専門高校の学科などについて調べ、行きたい学校を探している状況があるようです。そのような状況からすると、推薦枠についても20%というより30%

ぐらいにして、推薦試験の段階から中学生が魅力だと思った高校を選択しやすくできるようにしてもよいのではないのでしょうか。

(高橋委員)

推薦入試による募集を増やすことはよいと思います。

生徒個々の個性、専門性をしっかりと伸ばす上で、このような推薦入試による制度は大変大切なことだと思います。

できればスポーツ活動や文化活動等で特異的な能力を持つ生徒も引き上げて、後々の進学や就職までしっかり結びつけていただきたいと思います。

推薦入試の割合がこのままでいいのか、もう少し増やすのかということについても引き続き検討していただきたいと思います。

(林職務代理人)

「3.」に今回の見直しの背景として、高大接続改革の中で生徒の能力・適性を多面的・総合的に評価する選抜方法が検討されているとありますが、実際の高校入試の推薦入試では、面接試験だけが実施されているのでしょうか。

(姫野高校教育課長)

小論文や面接、それから中学校時代の調査書などにより総合的に判断しております。

(林職務代理人)

選抜方法についても変えるのでしょうか。

(姫野高校教育課長)

現時点では従来どおりの総合的な評価による選抜を考えていますが、全国の高校の中には推薦試験に小論文、面接以外に適性検査を入れている県もあります。

選抜試験の中で中学校3年間の活動をどのように評価していくのかということも含めまして、今後検討していきたいと考えております。

(林職務代理人)

校長から推薦枠を広げてほしいという要望があるのはどのような理由があるのでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

(姫野高校教育課長)

主に少子化の影響で学級減となった高校の校長から要望をいただいています。例えば、2ページの例にありますB校の場合、入学定員が20

0人の時は30人募集することができましたが、学級減となり入学定員が160人になると24人の募集人員となり、その差である6人は推薦では募集できなくなります。その点を心配する声が多かったと把握しています。

(工藤教育長)

高校教育の多様な能力をしっかりと伸ばしていくという面から見ても、選抜試験では筆記試験だけではなく、生徒を多面的に評価していくということが大事だと思います。そのようなことから、推薦入試の割合については全ての高校が一律ではなく、学校ごとに校長がしっかりと判断して決めていくものだと考えています。

(鈴木委員)

スポーツ活動などの推薦入試で入学した生徒の追跡調査の結果などを各学校から提出していただき、それらを集約すると、学校ごとの最適な基準というものが見えてくるのではないのでしょうか。そのようなことから、まずデータを集約してみてもいいのでしょうか。

推薦入試の割合も生徒が高校を選択する際の一つの要素になったりしますので、そのようなデータをもとに各学校が推薦入試の割合を定めることができるようにしないといけないと思います。

(工藤教育長)

他にご意見はございませんか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第2号議案 平成30年4月1日付け人事異動について

(工藤教育長)

第2号議案の審議に先立ち、同議案の記録及び議事録の取扱いについて、お諮りいたします。

大分県教育委員会会議規則第14条第2項では、「議事録中議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、教育長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる。」となっています。

第2号議案の議事は、職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。従って、同条同項のただし書きを適用して、記録する必要のない事項としたいので、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採決)

委員の同意を得ましたので、そのように取り扱います。

では、ただ今から、第2号議案の審議を始めますが、本議案の審議に必要な職員のみ在室を認めます。記録をする職員及びその他の職員は退出してください。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成29年度第25回教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。